

โซ่โธริปอ์น

No. 747

所報



7 月号
JUL 2024

タイ経済四半期レビュー(2024年後半のタイ経済の論点など)
産業廃棄物処理を巡る排出者責任厳格化と対策
タイにおける知的財産権侵害の現状とその対策
タイにおける外国人就労ルール
タイ国コーンケーンの可能性について
タイの同性婚合法化をめぐる状況について
ASEANの地政学リスク



盤谷日本人商工会議所
JAPANESE CHAMBER OF COMMERCE, BANGKOK



産業廃棄物処理を巡る 排出者責任厳格化と対策

Sun-up Corporation (Thailand) Limited 杉山 淳
中央大学経済学部 佐々木 創

1. はじめに

東南アジアの中でもタイは、産業廃棄物の保管・運搬・処理・リサイクルの法整備が進んでいる。盤谷日本人商工会議所 2022 年 8 月度所報にて、産業廃棄物を巡る法規改訂として、2021 年 12 月より導入された E-完全マニフェスト (E-fully Manifest) に関して論考した¹。一方で、法規を逸脱した産業廃棄物の不適切処理・不法投棄は後を絶たず、大きな課題となっていた。そこで、工業省工場局 (DIW) は 2023 年 5 月に工業省告示 (2023)²を公布、2023 年 11 月より施行し、製造業者の排出者責任を厳格化する法規改訂を行った。製造業者の排出者責任の厳格化は長年の課題であったため、画期的な法規改訂といえる。

本稿では、まず工業省告示 (2023) による法規改訂のポイントや施行後の事案に触れ、次に法規改訂により製造業者が不正に巻き込まれないための対策を論考する。最後に、今回の法規改訂を推進した Jullapong DIW 前局長 (2024 年 5 月辞任) の功績や同氏を巡る政治的事案に触れたい。

2. 産業廃棄物処理を巡る排出者責任の厳格化

2.1 これまでの製造業者の排出者責任

上記の法規改訂以前、製造業者の排出者責任に関しては、2005 年工場法に関する工業省告示第 12 項に明示されていた。排出事業者⇄産業廃棄物処理業者・リサイクル業者間で産業廃棄物処理・リサイクルに関する適法な委託契約を締結していれば、仮に産業廃棄物処理業者・リサイクル業者による不法投棄が確認された場合、排出事業者が道義的責任を問われる可能性はあるものの、日本とは異なり不法投棄の原状回復義務を負

¹ <https://www.sunup.jp/contributedthearticleforjapanesechamberofcommerce>

² <https://www.diw.go.th/webdiw/wp-content/uploads/2023/06/a12062566-02.pdf>

う法規とはなっていなかった³。また、排出事業者及び産業廃棄物処理業者・リサイクル業者が不法投棄に関わった事が確認された場合、原状回復義務に伴う費用とは別に、1992年工場法の第47項で2年以下の懲役または200,000THB以下の罰金若しくはその両方が科せられると明示している⁴。

日本で不法投棄が確認された場合、5年以下の懲役または1千万円以下の罰金（法人は3億円以下の罰金）若しくはその両方が科せられるため、日本と比較すると罰則は厳格ではなかった。冒頭で触れたE-完全マニフェストの導入も相俟って、水面下で行われていた産業廃棄物の不適切処理・不法投棄が摘発される事案が後を絶たず、例えば1万トンを超える不適正処理を行い摘発されたWax Garbage Recycle Center Co., Ltd.の廃棄物処理費用に5,900万バーツの政府予算が必要となっているなど、製造業者の排出者責任の厳格化が求められていた。

2.2 これからの製造業者の排出者責任

この度の法規改訂による、主な変更ポイントは下記の通りである。下記③にある通り、これまで明確にされてこなかった製造業者の排出者責任を課している。

- ①産業廃棄物は一般廃棄物と有害廃棄物に分けた上で、産業廃棄物を封入した容器に、製造業者名、産業廃棄物名及び種類コード、収納開始年月日、及び密閉年月日を記載したラベルを貼る事。検査官が監査するための産業廃棄物保管レイアウトを作成する事（第7条）。
- ②産業廃棄物の保管・処理に関する年間データの報告を、DIWの電子システムiSingle Form⁵を通じて行う事（第9条）。
- ③製造業者は産業廃棄物の保管・処理全体のプロセスが完了するまで、排出者責任を負う事。またプロセスの途中で発生する損害、事故、不法投棄に関してもその責を問われる事（第12条）。

2.3 法規改訂後の事案例

法規改訂後の2024年2月、DIWはスパンブリー県の無許可の産業廃棄物処理業者を査察、不適切処理を摘発した⁶。同業者はチャチェンサオ県の産業廃棄物処理業者より、銅を含む塩化鉄系廃液を買取り、銅を抽出して中国人業者へ販売しており、不適切処理によって隣接した水田への土壌汚染が確認された。

DIWは法規に則り、排出元となる製造業者名を公表しており、全5社には、日系企業3社、中国系企業1社、タイ企業1社が含まれる事案となった⁷。なお、排出元の中

³ 佐々木創（2012）、「タイにおける産業廃棄物処理・リサイクル業の市場動向」、『タイ国情報』、第46巻第5号、財団法人日本タイ協会、pp.37-44

⁴ http://taxclinic.mof.go.th/pdf/F8387EC1_AAAC_D856_79CE_64ED5CADAC08.pdf

⁵ <https://isingleform.diw.go.th/waste/login.jsp>

⁶ <https://www.diw.go.th/webdiw/pr67-175/>

⁷ <https://ch3plus.com/news/social/3mitinews/389180>

国系企業である THH Moly Processing Co., Ltd. は、産業廃棄物による地下水及び貯水池の水質汚染に対して、環境品質保全促進法に基づいて原状回復費用を含めて 18 億バーツの補償金を公害管理局（PCD）より請求されている最中であった⁸。

3. 製造業者の排出者責任厳格化への対策

法規改訂前までは、例え産業廃棄物処理業者・リサイクル業者が不適切処理・不法投棄をしても、排出元である製造業者が直接的に責を問われる事はなかったが、今回の法規改訂により、上記の通り製造業者名も公表される事となり、排出者責任が厳格化した。したがって、製造業者は一層、産業廃棄物の保管・運搬・処理を含めた全てのプロセスの理解し、法規に則る必要がある。しかしながら、製造業者の現場では、権限委譲と称しローカルスタッフに産業廃棄物の管理・処理を丸投げし、組織としてチェック機能が働いていないというケースが多く、それ故に不正や不適切処理・不法投棄が後を絶たない。

ローカルスタッフに任せるのではなく、日本人マネジメントが指揮を執り、かつ以下の対策に直接関与する事で、恒久的に問題を発生させない仕組みを構築する事が肝要である。上記の法規改訂後の事案も、以下の様な対策を講じていれば、発生する事は無かった筈である。

- ①産業廃棄物処理・リサイクル業者は約 2,800 工場あり、その全ての施設で操業許可証が必要となる。会社登記簿だけでなく、101（焼却・廃液処理・埋立）、105（保管・分別）、106（リサイクル）と称されるライセンス証書入手の上、有効期限や監査実施の有無を確認する。
- ②産業廃棄物処理・リサイクル業者を定期的に入札で見直し、監査訪問する。入札時に処理費や売却価格だけでなく、会社登記簿や操業許可証の確認に加えて定期的に監査訪問する事で、自社が排出した産業廃棄物が何処でどの様に処理されているのか、リサイクル業者であれば製品の売り先は何処なのか、現地現物確認する。
- ③産業廃棄物の種類・排出工程・排出量・売却収入または処理費用、計測方法を把握する。そもそも、自社の製造工程で排出される産業廃棄物が何か、どれ程の排出量があるのか、どのように排出量を計測するのか、どれ程の収入・費用が発生するのか、現場のデータと E-完全マニフェストのデータは一致しているか等の把握は必須である。
- ④商務省（DBD）のデータベース⁹から、産業廃棄物処理・リサイクル業者の会社基礎情報や財務情報を確認する。工場施設である筈なのに資産規模が小さ過ぎる（≒自社で産業廃棄物を処理せず第三者に転売している可能性あり）、過剰な債務超過になっていないか等は要確認である。

⁸ https://www.pcd.go.th/pcd_news/15803

⁹ <https://datawarehouse.dbd.go.th/index>

4. おわりに

今回の法規改訂を推進した Jullapong DIW 前局長は、産業廃棄物を巡る様々な法規改革を進めた。同氏はチュラロンコン大学工学部を卒業後、環境工学士として DIW に入局、ゲント大学にて環境工学博士号を取得している。工場環境術室長、産業廃棄物室長、工業大臣室長等を歴任し、2022 年 10 月より DIW 局長に就任した。今回の法規改訂による製造業者の排出者責任だけでなく、冒頭の E-完全マニフェストも同氏の尽力により導入されており、産業廃棄物政策に関して、タイを東南アジアで最も法整備・運用の進んだ国にした功労者の一人である。同氏は 2024 年 9 月の定年退職を前に、2024 年 5 月に DIW 局長を辞任する事を発表した。産業廃棄物を巡る政治的事案に巻き込まれたという憶測もある。以下では、2024 年 5 月 20 日時点での経緯に触れながら、盤谷日本人商工会議所の約半数を占める日系製造業者の皆様が留意すべき事を論考したい（図 1）。

2024 年 4 月、連立与党のルアムタイ・サンチャート党議員に対して、タイ財務省も一部出資しホテル・リゾート事業を行う Bound & Beyond 社が、前身である亜鉛鉱山・精錬事業を行っていた Padaeng Industry 社が保管・処理している筈のカドミウム¹⁰を掘り起こした上で、売却しているという通報があった。通報を受け、DIW が調査を進めたところ、Bound & Beyond 社がカドミウム 13,800 トンを J&B Metal 社へ売却、更に同社は中国人 2 名に転売している事が判明した。排出者責任に基づき、Bound & Beyond 社は 12,612 トンを回収、費用負担する事を発表した。差額の 1,188 トンは行方が判明していない。その後、J&B Metal 社及び中国人 2 名は起訴され、Bound & Beyond 社に対しては、工業省、保健省、天然資源・環境省、内務省、警察、特別捜査局により組成された統合委員会が捜査を行っている。

また、カドミウム事件の最中、2024 年 4 月 22 日、5 月 1 日と立て続けに、産廃処理事業を行う Win Process 社、Aek Uthai 社の廃棄物を保管する倉庫で火災が発生した。両社は同一オーナーによる会社であり、両社共に不法投棄、土壌汚染を行い、地域住民より訴訟を起こされており、DIW より業務停止命令が下されている。今回の火災は放火が疑われており、工業省、警察等が捜査を行っている。一連の事件の責を問われる形で Jullapong DIW 前局長が辞任したが、Pimpatra 工業大臣が引責辞任を促し、幕引きを図ったという報道もある。

上記の産業廃棄物を巡る一連の事件は他人事ではなく、日系製造業者の皆様が預かり知らぬところで、思わぬ落とし穴に陥る可能性は大いにある。例えば、今まで費用を払って適切に産廃処理していた廃棄物に対して、カドミウム事件の如く、ライセンスを有していない企業が当該廃棄物を有価で買取れると、甘い声で不正取引を囁いてくる可能性がある。

¹⁰ ニッケル-カドミウム電池、顔料、合金・接点材料、メッキ、塩ビ安定剤等に使用される。人体に有害な重金属。https://www.env.go.jp/council/09water/y0912-23/ref01.pdf

図1 カドミウム事件、Win Process & Aek Uthai 火災事件の関係図



また、Aek Uthai 社の不法投棄、土壌汚染が明るみに出ているにも拘わらず、引き続き同社を産廃処理業者として起用している製造業者が多数おり、今後の捜査で排出者責任が問われる製造業者が出てくる可能性がある。法令を遵守し、タイ社会・環境へ貢献するためにも、日本人マネジメントが率先して上記の対策に陣頭指揮を執って頂きたい。

* 本稿に含まれる記述は筆者らの所属組織の見解を表すものではなく個人的見解である。また、本稿は科学研究費 20KK0299、21K12370、SATREPS (JPMJSA1901)、環境研究総合推進費 (S-19-2(2)) による成果の一部を活用している。